

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年12月30日
【発行者の名称】	株式会社ワカ製作所 (WAKA MANUFACTURING Co., LTD.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 若林 佳之助
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目20番3号
【電話番号】	03-6635-5410
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 山口 哲哉
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ワカ製作所 https://www.waka.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4 【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第59期	第60期	第61期
決算年月		2023年9月	2024年9月	2025年9月
売上高	(千円)	1,057,349	933,015	987,658
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	902	△65,617	26,764
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	34,133	△97,031	29,865
純資産額	(千円)	714,223	617,192	647,057
総資産額	(千円)	932,618	853,216	913,811
1株当たり純資産額	(円)	776.32	670.86	703.32
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	37.10	△105.46	32.46
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	76.6	72.3	70.8
自己資本利益率	(%)	4.9	△14.6	4.7
株価収益率	(倍)	19.03	—	21.75
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	29,707	△55,172	56,046
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	28,214	△66,601	△8,465
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△42,000	15,500	—
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	290,776	188,026	244,822
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	(名)	80 [12]	73 [13]	68 [13]

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載していません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載していません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、又、第60期は1株当たり当期純損失を計上しているため、記載していません。
4. 第60期の株価収益率については、1株当たり当期純損失を計上しているため、記載していません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載していません。
6. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
7. 2023年1月31日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行いましたが、第59期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

2 【沿革】

年月	沿革
1958年 4月	東京都品川区旗の台にて若林製作所を創業
1964年 5月	長野県東筑摩郡麻績村に麻績工場を建設
1964年11月	株式会社ワカ製作所 設立 資本金700千円
1973年 4月	長野県東筑摩郡明科町大字中川手に松本旧工場を建設
1981年12月	東京都品川区旗の台に本社事務所を建設
1982年10月	増資により資本金23,000千円となる
1990年 4月	長野県東筑摩郡明科町明科七貴に松本現工場を建設
1995年10月	長野県東筑摩郡麻績村に麻績新工場棟を建設
1996年 9月	ミリ波同軸コネクタ Vバンド・Kバンド量産開始
1998年 3月	東京都新宿区南町に本社事務所を移転
2000年 4月	ミリ波同軸コネクタ 1mm Wバンド量産開始
2013年 3月	同軸コネクタで JAXA の認定を取得
2016年 5月	東京都新宿区西新宿に本社事務所を移転
2018年 3月	大阪府大阪市淀川区に関西営業所を開設
2019年12月	長野県安曇野市明科中川手の松本旧工場を売却
2023年 4月	関西営業所を西日本支店に改組
2023年 6月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場
2023年11月	長野県安曇野市穂高柏原に松本工場を移転

3 【事業の内容】

当社の事業は電子部品製造販売事業の単一セグメントであり、セグメント別の記載は省略しておりますが、製品の用途ごとに、高周波事業、再生可能エネルギー事業、その他の事業（デジタルインターフェース・機械加工）で構成されております。

(1) 高周波事業

高周波事業では、最高145GHzまでの高周波対応同軸コネクタ・ケーブル・アダプタや、アンテナ、フェーズシフタ（※1）、アッテネータ（※2）、ターミネータ（※3）等の同軸高周波コンポーネント、同軸導波管変換器（※4）などの導波管コンポーネント等を開発・製造しております。

これらの高周波部品は、無線通信機器や電子計測機器、光伝送装置、半導体製造装置、人工衛星、レーダー、医療機器、I o T機器等に使用され、高周波の電気信号や電波を伝送する部品であるため低損失・低反射の高精度部品であることが求められます。

また、同軸インターフェースを備えたアンプやフィルタ、アップ／ダウンコンバータ（※5）などのRFモジュール（※6）を各種ラインナップしており、これらを組み合わせることでお客様にて通信システム等の各種評価及び実験用の回路を構築できる他、これらを応用した高周波回路システムの設計・製造も行っており、次世代の高速通信システムの研究開発に貢献しております。

当社の磨き上げられた高度な設計技術、超精密加工技術及び卓越した組立加工技術により作り出される優れた高周波特性の高精度な製品は、とりわけミリ波帯（30GHz以上）において他社差別化を実現しております。

また人工衛星搭載用同軸コネクタの分野においては、JAXA（宇宙航空研究開発機構）認定を取得しており、高い品質と信頼性を誇ります。

当社は「Beyond 5G/6G」に向けて、さらに高品質で高精度な高周波伝送路の開発に取り組んでおり、常に時代の先を行く先進技術開発に挑み続けています。



(2) 再生可能エネルギー事業

再生可能エネルギー事業では、軽量で大容量が特徴であるリチウムイオン電池用高効率ソーラー充電モジュールの開発・製造をしております。

当社開発のソーラー充電モジュールは、MPPT制御（※7）による高効率充電、特定小電力無線に影響を与えないローノイズ性能等を特長としており、非常用電源装置、ソーラーLED街灯、水位計、工事用表示機等に使用されています。

また、ソーラーパネル、バッテリーを組み合わせた電源システム全体のソリューションの提案も行っております。

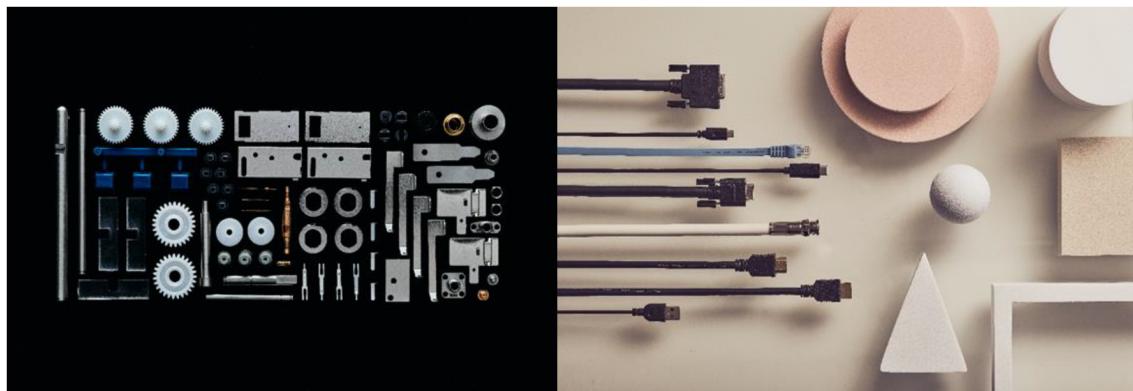


(3) その他の事業

機械加工事業・デジタルインターフェース事業

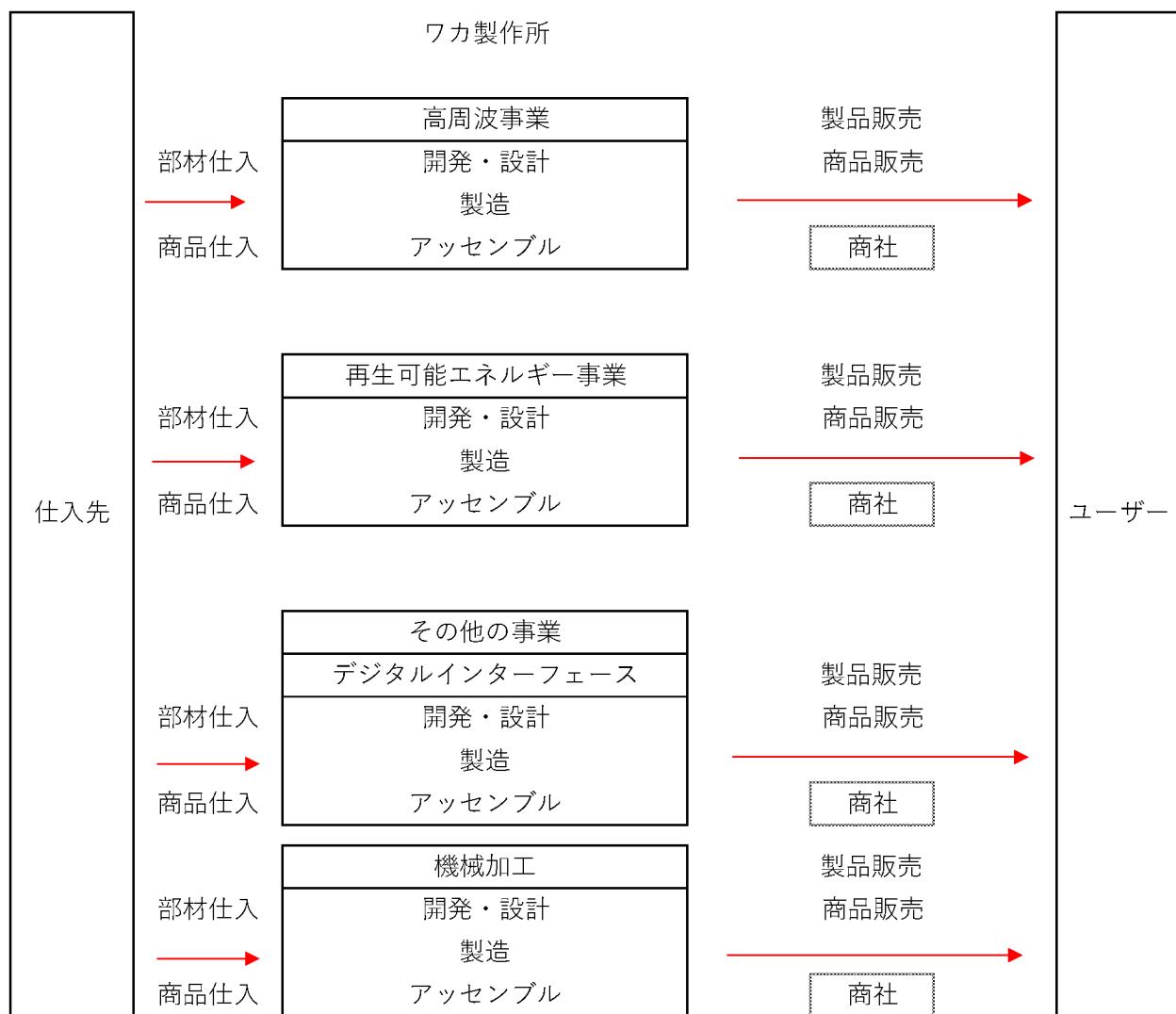
機械加工事業では、松本工場において、治工具、金型、省力化機器の設計製作を幅広く行っております。当社は、切削加工、樹脂射出成形加工等の部品製作から、電子回路設計、機械設計から部品加工、基板実装、組立まで一貫体制をとっております。

デジタルインターフェース事業では、当社の機構設計技術と材料加工ノウハウを活かし、マシンビジョンカメラや画像検査装置、監視カメラ、リモートカメラなど、画像信号等の高速伝送用各種インターフェースコネクタ・ケーブル、コンポーネント、アッセンブリ品の開発・製造をしております。



- ※1 フェーズシフタ：移相器または位相調整器。電気長を変化させて信号の位相を調整する機器。
- ※2 アッテネータ：減衰器。抵抗によって信号を適切な信号レベルに減衰させるための部品。
- ※3 ターミネータ：終端器。機器の空きポートやケーブル端に接続して反射を防ぐ部品。
- ※4 同軸導波管変換器：同軸線路と導波管線路のアダプター。導波管とは金属の管の中を電波が伝送する伝送線路。
- ※5 アップ／ダウンコンバータ：周波数変換器。周波数ミキサーを用いて信号の周波数を変換する機器。
- ※6 R F モジュール：R F : Radio Frequency。無線通信回路を構成するアンプやフィルタなどの機能をモジュール化した部品。
- ※7 M P P T 制御：最大電力点追従制御。変化し続ける日照条件下でもソーラーパネルから得られる電力を最大限引き出すように常に監視しコントロールし続ける制御方式。

当社の事業系統図は以下のとおりです。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年9月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
68 [13]	50.67	13.75	4,030

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 平均年間給与には、臨時従業員の給与は含まれておりません。

4. 当社は電子部品製造販売事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度のわが国経済は、設備投資が緩やかに持ち直しており、景気は緩やかに回復しています。電子機器ならびに電子部品・デバイス関連製造業においては、生成AIの普及拡大に関連する需要の増加等はみられるものの、自動車やPC・スマートフォンなど從来用途は伸び悩んでおり、景況感は一進一退の状況となっております。

海外経済においては、米国では景気の拡大が緩やかとなる中、関税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の影響や不透明感がみられます。景気の先行きは通商政策が物価や消費等に与える影響から、その勢いが更に弱まる可能性があります。また、高い金利水準の継続に伴う影響による下振れリスク、今後の通商政策など政策動向による影響に留意する必要があります。

このような状況のもと、当社は、当社製・商品が使用される半導体分野及び情報通信分野の高度化する市場ニーズへの対応を目指し、高周波対応同軸コネクタ・ケーブル等の開発・製造体制の強化を推進して参りました。

半導体分野においては、生成AI活用拡大に伴う需要増加や中国における設備投資継続により半導体製造装置の市場は回復に向かっているものの、足元で半導体メーカーによる設備投資計画の調整が見受けられ、本格的な部品需要回復には至っておりません。

情報通信分野においては、前期から引き続き5G開発市場の動向は不安定であり、5Gミリ波サービスの展開は依然として限定的なものに留まっています。自動車分野やローカル5Gなどの5G利活用の領域における各種実証実験、次世代の通信規格である6Gに向けた研究開発、生成AIの普及拡大によるデータ・トラフィックの急増に対応するネットワークの更なる高度化技術開発、人工衛星を利用した地球観測や通信事業の展開、さらにはオール光化を目指すIOWNの研究開発等が進められているものの、当社製・商品を含む高周波関連部品への需要回復は低水準に留まっています。

半導体関連市場向け、通信機器及び通信計測市場向けの部品需要回復は依然低水準に留まっているものの、一部の高付加価値製品に需要の回復が見られ、また、工賃・原材料価格上昇等を踏まえた製品価格見直しを始めた結果、当事業年度の売上高は987百万円（前年同期比5.9%増）、営業利益は24百万円（前事業年度は営業損失77百万円）、経常利益は26百万円（前事業年度は経常損失65百万円）、当期純利益は29百万円（前事業年度は当期純損失97百万円）となりました。

なお、当社は、「電子部品製造販売事業」の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物の期末残高は、前事業年度末と比べ56百万円増加し、244百万円となりました。

また、当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、56百万円の収入（前年同期は55百万円の支出）となりました。これは、税引前当期純利益26百万円、減価償却費33百万円、売上債権の増加額35百万円、賞与引当金の増加額12百万円が主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、8百万円の支出（前年同期は66百万円の支出）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出7百万円が主な要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、ありませんでした（前年同期は15百万円の収入）。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当事業年度における生産実績は、次のとおりであります。なお、当社は電子部品製造販売事業のみの単一セグメントであります。

セグメントの名称	生産高（千円）	前年同期比（%）
電子部品製造販売事業	423,022	98.9

(注) 金額は製造費用によっております。

(2) 受注実績

当事業年度における受注実績は、次のとおりであります。なお、当社は電子部品製造販売事業のみの単一セグメントであります。

セグメントの名称	受注高（千円）	前年同期比（%）	受注残高（千円）	前年同期比（%）
電子部品製造販売事業	1,023,342	112.2	146,228	87.0

(注) 金額は、受注価格によっております。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（%）
電子部品製造販売事業	987,658	105.9

(注) 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)		当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	
	販売高（千円）	割合（%）	販売高（千円）	割合（%）
岡本無線電機株式会社	206,832	22.2	195,222	19.8
アンリツ株式会社	100,020	10.7	—	—

(注) 当事業年度におけるアンリツ株式会社の販売実績は総販売実績に対する割合が10%未満のため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりです。

(1) 継続的な技術力強化

今後も通信の高速・大容量化、無線通信の利用拡大が進むことが見込まれる中で、最先端技術の市場が求める優れた高周波特性の製品を提供し続けるために、高周波伝送路の技術開発力の強化に継続的に取り組んでまいります。また、顧客へ提供する付加価値の向上に向けて、高品質な高周波伝送路技術を軸に技術領域の拡大に努めてまいります。

(2) 生産性の向上

当社の主力事業である高周波事業は多品種少量生産への対応力を特色としておりますが、自動化・機械化への取り組み、情報技術の活用を通じて生産性を向上させることにより、さらなる高付加価値化を推進してまいります。

(3) 優秀な人材の確保

当社は、平均年齢が50歳を超えており、持続的な成長を実現するためには若く優秀な人材の確保が必須と考えております。営業・技術・製造・管理部門全ての分野で優秀な人材の確保に努めるとともに、人材の成長を促進して企業の持続的成長を目指してまいります。

(4) 内部管理体制の強化

当社は持続的な成長を実現できる確かな経営基盤を確立するために業務運営管理やリスク管理、コンプライアンス体制をはじめとする内部管理体制の強化に努めてまいります。各部門の内部管理体制の整備と適切な運用を推進し、内部統制の実効性を高めるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業及び業績に重要な影響を与える可能性がある事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、重要であると考えられる事項につきましては、積極的な情報開示の観点から以下に示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本書の利用にあたりましては、本項の記載事項をご精読いただき、十分にご理解いただきたくお願い申し上げます。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 経済動向の変化に関するリスク

経済や市場状況の変化、技術革新などの外的な要因は、当社が展開する事業の収益に影響を及ぼし、財政状態及び経営成績に大きな変動をもたらす可能性があります。

(2) 特定市場への依存に関するリスク

当社の主たる事業領域である高周波事業は、変動の激しいエレクトロニクス業界の需要動向に左右されます。IoT、無線通信、マイクロ波応用等、近縁市場への事業拡大を図り、需要の変動に対応可能な体制の構築に取り組んでおりますが、現状では特に通信業界及び半導体業界への依存度が高く、その市場動向によって当社の業績が影響を受ける可能性があります。

(3) 大口顧客からの受注動向に関するリスク

当社は、新規顧客及び量産案件の獲得、海外販売の拡大等に取り組んでおりますが、現状では国内大口顧客上位2社への売上が全売上の3割弱を占めており、その受注量に影響を受ける可能性があります。

(4) 製品の需要変動に関するリスク

当社は、受注生産の徹底による在庫の適正化、生産性の向上や業務の効率化・合理化に取り組んでおりますが、当社の主たる事業領域である高周波事業では、顧客の部品先行手配で実体経済と乖離する需要が発生することがあり、また顧客各社の開発予算・開発スケジュールの変更等で急激に需要が減少することもあります。これらへの対応次第で在庫リスクとなる可能性があります。

一方、需要が当社予測を急激かつ大幅に上回り、生産体制が追いつかない場合には、納期遅延による販売機会逸失の可能性があります。

(5) 新製品開発に関するリスク

当社は高い技術力により開発された最先端の製品とサービスをいち早く提供することで顧客価値の向上に努めておりますが、主たる事業領域である高周波事業は技術革新のスピードが速く、顧客製品のライフサイクル、市場変化や技術革新への対応遅れで、販売機会を失う可能性があります。

また、開発した新製品が想定に比べて顧客に受け入れられない可能性があります。これらの場合、企業経営に影響が出る可能性があります。

(6) 製品の不具合に関するリスク

当社は、ISO9001の認証を取得し、製品の設計・開発から製造・サービス・保守に至るまでの一貫した品質管理を展開していますが、予期していない製品の不具合が発生し、品質・信頼性に係る重大な問題が起こった場合、顧客への多額の損害賠償金や売上の減少等の影響が出る可能性があります。

(7) 災害に関するリスク

当社は、地震・火災・台風・洪水・火山の噴火をはじめとする災害に対して、BCPを策定するなどリスクの低減に努めておりますが、これらの災害が発生した場合、事業活動、特に工場における生産活動に影響を受ける場合があります。

これらの災害に対しては企業財産包括保険をかけておりますが、起こり得る全ての事象に対してカバーされてい るわけではなく、受け取る保険金が十分ではない可能性があります。

(8) 感染症に関するリスク

当社は、大規模な感染症が発生した場合、当社の事業活動、特に工場における生産活動及び物流の状況に影響を受ける可能性があります。

(9) 製品の供給に関するリスク

当社は、部材等の安定調達を目指して、取引先との強固な関係構築に努めるとともに、部品調達リスクを速やかに把握する仕組み作りや、戦略的な部品在庫の確保などの対策を講じておりますが、部品・材料メーカーからの供給が滞った場合、生産に支障をきたす可能性があります。

(10) 少数による管理運営リスク

当社の取締役会は、取締役4名、監査役1名で行われております。人材の確保及び育成に取り組んでおるもの現状では代替可能な人材が不足しており、経営陣の突然の退任は、管理運営上のリスクを伴う可能性があります。

(11) 特定人物への依存に関するリスク

当社代表取締役社長である若林佳之助は、当社の経営方針及び事業戦略の立案・遂行等、多岐にわたり当社において重要な役割を果たしております。

当社では権限委譲を進めると共に、役員及び幹部社員による情報の共有化等を通じて経営組織の強化を図るなど、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、今後何らかの理由により同氏が当社の経営執行を継続することが困難となった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(12) 知的財産に関するリスク

当社は、知的財産権の適正な使用、契約条件の明確化等により紛争の発生を未然に防ぐよう努めておりますが、技術情報を秘匿するため敢えて特許などの知的財産権を取得していない場合があり、他者が類似製品を製造することを効果的に防止できない可能性があります。

また、当社の製造する製品、または使用している技術が他者の知的財産権を侵害しているとされる可能性があります。

(13) 情報セキュリティに関するリスク

当社は、事業活動を行ううえで、顧客及び取引先、株主、従業員などすべての関係者の情報を適切に保護することが社会的責務であり、また、情報資産が当社グループ及びすべての関係者にとって重要な財産であると認識しており、サイバー攻撃に備え、ネットワーク環境の監視や、定期的に従業員への情報セキュリティ教育を行うなどのセキュリティ対策を実施しておりますが、サイバー攻撃を受けた場合、当社のビジネスに影響を及ぼす可能性があります。

(14) 人材に関するリスク

当社は、従業員100名未満の小規模組織となっております。また、2025年9月末時点での平均年齢は50歳8ヶ月と高齢化が進んでおります。

今後の業容拡大に対応するため、人材の確保及び育成を経営上の重要な課題として取り組んでおりますが、人材の確保が予定どおり進まなかった場合、または人材の流出があった場合は、業務執行体制や内部管理体制が有効に機能しなくなり、当社の事業展開に支障が生じ、当社の業績にも悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) 訴訟に関するリスク

当社は、事業に関わる各種法令を遵守するとともに、知的財産権の適正な使用、契約条件の明確化、相手方との協議の実施等により紛争の発生を未然に防ぐよう努めています。

現在当社に重要な影響を及ぼす訴訟等は提起されていません。しかしながら、重大な訴訟等が発生した場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響をもたらす可能性があります。

(16) 繰延税金資産に関するリスク

当社は、税効果会計を適用し、繰延税金資産を計上しています。

繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する見積りを含めた予測等に基づいており、実際の結果が予測と異なる可能性があります。

将来の課税所得の見積りに基づく税金負担の軽減効果が得られないと判断された場合、当該繰延税金資産は取り崩され、当社の財政状態及び経営成績に影響をもたらす可能性があります。

(17) 配当政策に関するリスク

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しながら、株主への利益配当を実現することを基本方針としておりますが、現状は配当を行っておりません。

今後は、内部留保を積み上げ、将来的な経営成績及び財政状態を勘案しながら、株主への配当を目指していく方針であります。

(18) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1ヶ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力をすること
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかつたとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかつたとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間ににおいて、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドラインに基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがつて成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等

が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 当社が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、 ii の2 非上場会社を子会社とする株式交付、 iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、 iv 非上場会社からの

事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当の条件とする新株予約権を株主割当等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てる場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑯ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき。

⑰ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

エレクトロニクス業界の技術進歩に伴い、コネクタ技術面においても「高周波化」「高性能化」「高品質化」「経済性」への要求が高まっております。

当社はこれらの要求に答えるべく、各事業において、次のような製品開発を行っております。

(1) 高周波事業

主にミリ波帯を使用する高速通信関連市場向けに、基板搭載型同軸コネクタ・多極同軸コネクタ・低ロスケーブル・ミリ波フレキシブルケーブル・導波管コンポーネント・R Fミニモジュール、R F回路システム等を開発するとともに、6 Gを見据え、145GHz用0.8mmコネクタ製造技術・100GHz超の伝送路に関する研究を行っております。

(2) 再生可能エネルギー事業

ソーラー充電モジュールの低ノイズ性能を活かしたI o T機器への適応技術や、リチウムイオンバッテリー独立電源システムの開発を行っております。

(3) その他の事業

デジタルインターフェースでは、マシンビジョン市場・画像利用市場向けの製品開発を行っております。

機械加工では、高周波事業の高難度部材加工の研究を行っております。

なお、当社の当事業年度における研究開発費は18百万円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは、「第6【経理の状況】【財務諸表等】【注記事項】（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりでありますが、特に以下の重要な会計方針の適用が、その作成において用いられる見積りにより、当社の財務諸表に大きな影響を及ぼします。

① 棚卸資産の評価

当社は、棚卸資産を総平均法による原価法で測定しております。また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味売却価額等を算定しております。市場環境が予測より悪化して正味売却価額が著しく下落した場合には、簿価の切り下げが必要となる可能性があります。

② 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産については、「税効果会計に係る会計基準（平成10年10月30日企業会計審議会）」に基づき、認められる額を計上しております。当社は、繰延税金資産の計上にあたり、今後の事業計画及び将来減算（加算）

一時差異の解消スケジュール等を基にいわゆるタックス・プランニングを検討し、将来の課税所得等の予測を行っております。その結果将来実現が困難と判断される繰延税金資産については、評価性引当額を計上しております。将来の業績及び課税所得実績の変動により、繰延税金資産の計上に重要な影響を及ぼす可能性があります。

③ 固定資産の減損

当社は、収益性の低下や時価の下落といった兆候の見られる固定資産につきましては、減損損失の認識の判定を行い、必要に応じて減損処理を実施しております。

将来の収益性の低下や時価の下落等により、これら固定資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は、前事業年度末に比べ84百万円増加し、625百万円となりました。これは主に、「現金及び預金」が56百万円、及び「受取手形、電子記録債権及び売掛金」が35百万円増加したことによるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は、前事業年度末に比べ24百万円減少し、288百万円となりました。これは主に、「有形固定資産」が25百万円減少したことによるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債は、前事業年度末に比べ22百万円増加し、185百万円となりました。これは主に、「賞与引当金」が12百万円、「未払金」が8百万円増加したことによるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債は、前事業年度末に比べ8百万円増加し、81百万円となりました。これは、「役員退職慰労引当金」が8百万円増加したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は、前事業年度末と比べ29百万円増加し、647百万円となりました。これは、「当期純利益」を29百万円計上したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】(1) 業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4 【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

「3 【対処すべき課題】」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度中に実施いたしました設備投資は総額7百万円です。その主なものは以下のとおりであります。

当事業年度中に取得した主要設備

・本社	ベクトルネットワークアナライザ測定用備品	2百万円
・松本工場	金型	2百万円
・麻績工場	倉庫用エアコン	1百万円

(注) 当社は電子部品製造販売事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

2 【主要な設備の状況】

2025年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物及び 構築物 (千円)	機械及び装置 (千円)	土地 (千円) (面積m ²)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都新宿区)	統括業務施設及び 研究開発施設	7,063	15,433	—	16,114	38,611	30 (—)
麻績工場 (長野県東筑摩郡麻績村)	電子部品生産設備	31,318	14,183	30,426 (2,076)	3,457	79,385	23 (10)
松本工場 (長野県安曇野市)	電子部品生産設備	75,283	2,100	38,686 (2,448)	589	116,660	15 (3)

(注) 1. 当社は電子部品製造販売事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、車両運搬具の合計額であり、建設仮勘定は含んでおりません。
3. 従業員数の()は、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイトを含みます。)を外書しております。
4. 上記のうち、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都 新宿区)	建物 (事務所)	24,479

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年12月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,680,000	2,760,000	920,000	920,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	3,680,000	2,760,000	920,000	920,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2023年1月31日(注)	874,000	920,000	—	23,000	—	—

(注) 2023年1月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割しております。

(6) 【所有者別状況】

2025年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	1	2	
所有株式数 (単元)	—	—	—	1	—	—	9,199	9,200	
所有株式数の割 合(%)	—	—	—	0.01	—	—	99.99	100	

(7) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
若林 佳之助	東京都世田谷区	919,900	99.99
T P l u s 株式会社	千葉県船橋市三咲3丁目3-69	100	0.01
計	—	920,000	100.00

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 920,000	9,200	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	920,000	—	—
総株主の議決権	—	9,200	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、株主への利益配当を実現することを基本方針としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、基本方針に則り、総合的に判断した結果、内部留保の充実に重点を置くことが株主に対する最大の利益還元につながると考え、配当は実施しておりません。

内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開資金等に充当しております。

なお、当社は、中間及び期末に剰余金の配当を行うことが出来る旨を定款に定めております。この剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	59期	60期	61期
決算年月	2023年9月	2024年9月	2025年9月
最高(円)	706	—	—
最低(円)	706	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) におけるものであります。

2. 当社株式は、2023年6月2日に東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) に上場しております。それ以前の株価について該当事項はありません。
3. 第60期及び第61期については売買実績がないため記載しておりません。

(2) 【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) におけるものであります。

2. 2025年4月から2025年9月について売買実績がないため記載しておりません。

5 【役員の状況】

男性 5名 女性 一名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	若林 佳之助	1975年8月30日	1998年4月 三菱電機（株）入社 2005年10月 当社入社 2007年10月 当社取締役就任 2009年10月 当社専務取締役就任 2011年9月 当社代表取締役社長就任（現任）	(注) 2	(注) 5	919,900
取締役	管理部長	山口 哲哉	1971年9月3日	1996年4月 日産アルティア（株）入社 2001年9月 （株）アルバック入社 2012年9月 当社入社 2021年2月 当社管理部長（現任） 2021年12月 当社取締役就任（現任）	(注) 2	(注) 5	—
取締役	製造本部長	石川 憲司	1966年7月1日	1990年4月 東京エレクトロン（株）入社 2006年4月 東京エレクトロン東北（株）入社 同社パーツセンター長 （株）ディディエス入社 2015年8月 伸和コントロールズ（株）入社 2020年9月 同社サービス統括本部長 2021年7月 当社入社 製造本部付部長 2023年10月 当社製造本部長（現任） 2023年12月 当社取締役就任（現任） 2024年12月	(注) 2	(注) 5	—
取締役	営業本部長	安永 純也	1971年3月2日	1994年4月 株式会社日立製作所入社 2003年4月 株式会社ルネサステクノロジ入社 ソニー株式会社 入社 Sony China Ltd. 出向 同社Director ニデックコンポーネンツ株式会社入社 2019年10月 当社入社 営業本部長（現任） 2024年10月 2025年3月 2025年7月 当社取締役就任（現任）	(注) 3	(注) 5	—
監査役	—	白木 恒彦	1954年6月6日	1977年4月 (株)住友銀行 (現(株)三井住友銀行)入行 同行銀座支店長 1997年4月 同行東京第二ブロック長 2001年4月 同行東京営業部長 2002年4月 鉱研工業（株）入社 同執行役員就任 2005年1月 同社常勤監査役就任 2012年6月 同社取締役（監査等委員）就任 2015年6月 同社顧問就任 2019年6月 当社監査役就任（現任） 2021年11月	(注) 4	(注) 5	—
計							919,900

(注) 1. 監査役白木恒彦は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 取締役の任期は、2024年12月20日開催の定時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。
3. 取締役の任期は、2025年7月29日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結までです。
4. 監査役の任期は、2023年1月30日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。
5. 2025年9月期における役員報酬の総額は47,385千円を支給しております。
6. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、経営効率化の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は、2名で構成されております。

職名	氏名
営業部長	田口 泰彦
技術部長	福田 裕実

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の重要課題と位置づけ、経営の効率化、執行機能の強化、コンプライアンス体制の充実を図るべく各種施策に取り組んでおります。現在の株主総会、取締役会、会計監査等の機能強化の整備を行いつつ、迅速かつ正確な情報開示を実施し、株主をはじめとするステークホルダーへの経営の透明性を確保しながら、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

① 企業統治の体制

a. 企業統治の体制の概要

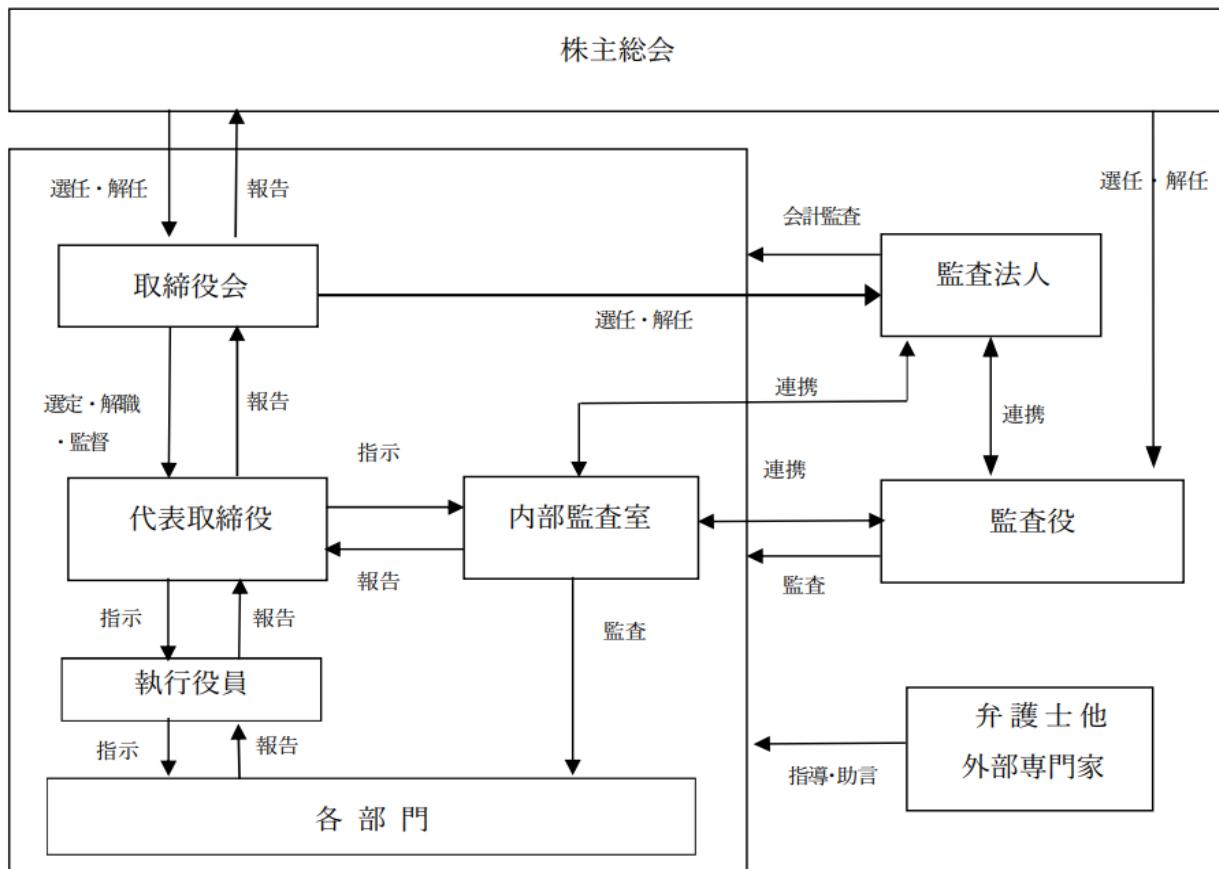
当社は、取締役会、監査役を設置するとともに、業務執行の効率化の実現を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。これら各機関の相互連携により、コーポレート・ガバナンスが有効に機能すると判断し、現状の企業統治体制を採用しております。

取締役会は、取締役4名で構成されております。定時取締役会は原則毎月1回開催しており、監査役も出席し取締役の業務執行を監視しております。

監査役は取締役会への出席のほか、取締役の意見聴取や資料の閲覧、稟議案件その他の業務及び財産状況を調査し、内部監査人との連携を十分にとり業務監査に万全を期しております。また、監査法人とも連携を十分にとり会計監査に万全を期しております。

執行役員制度については、当社は、戦略的・意思決定・監督機能を取締役の役割とする一方、日常的な業務執行の権限・責任を執行役員に与えることで、双方の機能を強化することを狙いとして、執行役員制度を導入しており、2名の執行役員がその職務を担っております。執行役員は取締役会により選任され、定められた分担に従い、業務執行を行っております。執行役員の任期は1年となっております。

b. 会社の機関・内部統制の模式図



c. 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めています。

② 内部監査及び監査役監査

当社の内部監査につきましては、社長直轄の内部監査室を設置し、担当者1名が内部監査業務を担当しております。内部監査室は、毎期監査計画を策定し、その監査計画に従って、業務監査及び会計監査を実施するとともに、業務の改善に向け具体的な助言・勧告を行っております。また、必要に応じて監査役・監査法人との連携を図り、効率的な監査の実施に努めています。

また、監査役監査につきましては、社外監査役1名で実施しております。その状況につきましては、「①企業統治の体制 a. 企業統治の体制の概要」に記載しております。

③ 会計監査の状況

会計監査は、ふじみ監査法人に依頼しており、定期的な会計監査のほか、会計上の課題について隨時確認を行い、適正な会計処理に努めています。

業務を執行した公認会計士は、以下のとおりあります。

指定社員 業務執行社員 内田 智

指定社員 業務執行社員 淡路 洋平

(注) 繼続監査年数は7年を超えておりません。

監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士2名であります。

④ 役員の報酬等

a. 発行者の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストックオプション	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	51,223	41,985	—	—	9,238	5
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	5,848	5,400	—	—	448	1

(注) 上記退職慰労金の額は、役員退職慰労引当金の当期計上分であります。

b. 発行者の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

d. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬限度額については、2023年1月30日開催の臨時株主総会において年額60,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とし、その配分方法は取締役会一任とする旨決議されております。

また、監査役の報酬限度額については、2023年1月30日開催の臨時株主総会において年額5,400千円以内とする旨決議されております。

⑤ 株式の保有状況

該当事項はありません。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は2名以内とする旨を定款に定めております。

⑦ 取締役及び監査役の選任の決議要件の内容

当社は、取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

⑧ 中間配当

当社は株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって毎年3月末日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑨ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件の内容

当社は会社法第309条第2項の定めによる決議は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に發揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑫ 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を社外監査役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	7,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度（2024年10月1日から2025年9月30日まで）の財務諸表について、ふじみ監査法人の監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	188,026	244,822
受取手形	6,916	12,897
電子記録債権	192	9,971
売掛金	155,729	175,786
商品及び製品	29,807	30,723
仕掛品	13,728	15,212
原材料及び貯蔵品	131,503	132,595
前払費用	4,637	5,142
その他	11,712	38
貸倒引当金	△1,302	△1,589
流動資産合計	540,951	625,601
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	121,807	112,524
構築物（純額）	1,531	1,140
機械及び装置（純額）	※3 38,929	※3 31,717
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	※3 28,691	※3 20,162
土地	69,113	69,113
有形固定資産合計	※1 260,074	※1 234,657
無形固定資産		
ソフトウエア	3,713	2,309
無形固定資産合計	3,713	2,309
投資その他の資産		
出資金	10	10
差入保証金	4,781	3,177
保険積立金	27,162	28,597
長期前払費用	1,892	1,051
繰延税金資産	14,580	18,356
破産更生債権等	100	100
貸倒引当金	△50	△50
投資その他の資産合計	48,476	51,243
固定資産合計	312,264	288,210
資産合計	853,216	913,811

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	36,321	36,528
短期借入金	※2 90,000	※2 90,000
未払金	24,549	33,171
未払費用	7,078	7,366
未払法人税等	697	697
預り金	4,729	4,831
賞与引当金	—	12,926
流動負債合計	<u>163,376</u>	<u>185,520</u>
固定負債		
役員退職慰労引当金	72,647	81,233
固定負債合計	<u>72,647</u>	<u>81,233</u>
負債合計	<u>236,024</u>	<u>266,753</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,000	23,000
利益剰余金		
利益準備金	12,500	12,500
その他利益剰余金		
別途積立金	83,407	83,407
繰越利益剰余金	498,284	528,150
利益剰余金合計	<u>594,192</u>	<u>624,057</u>
株主資本合計	<u>617,192</u>	<u>647,057</u>
純資産合計	<u>617,192</u>	<u>647,057</u>
負債純資産合計	<u>853,216</u>	<u>913,811</u>

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日)
売上高		
製品売上高	693, 541	834, 653
商品売上高	239, 474	153, 004
売上高合計	933, 015	987, 658
売上原価		
製品売上原価		
製品期首棚卸高	12, 070	9, 325
当期製品製造原価	427, 703	421, 539
合計	439, 773	430, 864
製品期末棚卸高	9, 325	10, 406
製品売上原価	430, 448	420, 458
商品売上原価		
商品期首棚卸高	21, 553	20, 481
商品仕入高	154, 764	105, 328
合計	176, 317	125, 807
商品期末棚卸高	20, 481	20, 317
商品売上原価	155, 836	105, 489
売上原価合計	586, 284	525, 948
売上総利益	346, 731	461, 709
販売費及び一般管理費	※1※2 424, 551	※1※2 436, 791
営業利益又は営業損失（△）	△77, 820	24, 918
営業外収益		
受取利息	6	72
為替差益	—	1, 744
補助金収入	10, 910	170
スクラップ売却益	827	475
講演料	1, 042	900
その他	1, 242	30
営業外収益合計	14, 028	3, 394
営業外費用		
支払利息	1, 322	1, 547
信用保証料	12	—
為替差損	491	—
その他	—	0
営業外費用合計	1, 826	1, 547
経常利益又は経常損失（△）	△65, 617	26, 764
特別利益		
固定資産売却益	※3 519	※3 22
特別利益合計	519	22
特別損失		
工場移転費用	9, 399	—
特別損失合計	9, 399	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△74, 497	26, 787
法人税、住民税及び事業税	698	697
法人税等調整額	21, 835	△3, 776
法人税等合計	22, 533	△3, 078
当期純利益又は当期純損失（△）	△97, 031	29, 865

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自2023年10月1日 至2024年9月30日)		当事業年度 (自2024年10月1日 至2025年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	186,969	43.7	189,743	44.9
II 労務費		180,997	42.3	177,160	41.9
III 経費		59,958	14.0	56,119	13.2
当期総製造費用		427,925	100.0	423,022	100.0
期首仕掛品棚卸高		13,506		13,728	
合計		441,432		436,751	
期末仕掛け品棚卸高		13,728		15,212	
当期製品製造原価		427,703		421,539	

(注) ※1. 主な内訳は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自2023年10月1日 至2024年9月30日)	当事業年度 (自2024年10月1日 至2025年9月30日)
外注加工費（千円）		346	30
水道光熱費（千円）		8,797	8,264
修繕費（千円）		5,720	5,562
開発費（千円）		399	2,347
減価償却費（千円）		16,786	15,075

(原価計算の方法)

当社の原価計算は実際原価による総合原価計算を採用しております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						純資産合計	
	利益剰余金			利益剰余金合計				
	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金					
当期首残高	23,000	12,500	83,407	595,316	691,223	714,223	714,223	
当期変動額								
当期純損失（△）				△97,031	△97,031	△97,031	△97,031	
当期変動額合計	—	—	—	△97,031	△97,031	△97,031	△97,031	
当期末残高	23,000	12,500	83,407	498,284	594,192	617,192	617,192	

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						純資産合計	
	利益剰余金			利益剰余金合計				
	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金					
当期首残高	23,000	12,500	83,407	498,284	594,192	617,192	617,192	
当期変動額								
当期純利益				29,865	29,865	29,865	29,865	
当期変動額合計	—	—	—	29,865	29,865	29,865	29,865	
当期末残高	23,000	12,500	83,407	528,150	624,057	647,057	647,057	

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△74,497	26,787
減価償却費	34,684	33,877
敷金償却費	1,600	1,600
賞与引当金の増減額（△は減少）	-	12,926
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	9,568	8,585
貸倒引当金の増減額（△は減少）	45	286
受取利息	△6	△72
支払利息	1,322	1,547
支払保証料	12	-
為替差損益（△は益）	△3,524	△9,215
固定資産売却益	△519	△22
売上債権の増減額（△は増加）	△5,565	△35,816
棚卸資産の増減額（△は増加）	△2,920	△3,491
その他の流動資産の増減額（△は増加）	△10,112	11,168
仕入債務の増減額（△は減少）	456	206
その他の流動負債の増減額（△は減少）	△20,359	9,011
その他	-	840
小計	△69,815	58,219
利息及び配当金の受取額	6	72
利息及び保証料の支払額	△1,335	△1,547
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	15,972	△697
営業活動によるキャッシュ・フロー	△55,172	56,046
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△64,122	△7,056
有形固定資産の売却による収入	520	22
無形固定資産の取得による支出	△2,000	-
差入保証金の返戻による収入	-	3
その他	△999	△1,435
投資活動によるキャッシュ・フロー	△66,601	△8,465
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	20,000	-
社債の償還による支出	△4,500	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	15,500	-
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,524	9,215
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△102,749	56,796
現金及び現金同等物の期首残高	290,776	188,026
現金及び現金同等物の期末残高	※ 188,026	※ 244,822

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～38年
機械及び装置、車両運搬具	2～10年
工具、器具及び備品	3～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益としております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

主に高周波同軸コネクタの製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、製品に対する物理的占有、所有に伴う重大なリスク及び経済価値の顧客への移転状況といった支配の移転に関する指標を勘案した結果、これらの製品の国内取引については原則として出荷時から顧客による検収までの期間が通常の期間であることから、収益認識に関する会計基準に規定の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷基準にて収益を認識しております。

海外取引については、国際規定に定められた貿易取引条件に基づき、リスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか追わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
繰延税金資産	14,580	18,356

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の事業計画に基づき課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産として計上しております。

課税所得の見積りについては、事業環境等を考慮した事業計画を基礎としておりますが、将来において課税所得の見積りの基礎となる事業環境等の変化により、課税所得の見積りに変化が生じた場合は、将来における一時差異等の解消金額や繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の单一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する单一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定期

2028年9月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	420,919千円	448,990千円
注. 減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。		

※2 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関2行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
当座貸越極度額	250,000千円	250,000千円
借入実行残高	90,000千円	90,000千円
差引額	160,000千円	160,000千円

※3 圧縮記帳

国庫補助金等により、固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
機械及び装置	58,993千円	58,993千円
工具、器具及び備品	11,210千円	11,210千円

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度23%、当事業年度22%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度77%、当事業年度78%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
給料	148,810千円	142,620千円
賞与引当金繰入額	一千円	6,851千円
役員退職慰労引当金繰入額	9,568千円	9,686千円
貸倒引当金繰入額	45千円	286千円
支払手数料	67,046千円	56,497千円
研究開発費	7,654千円	15,666千円
減価償却費	19,497千円	20,402千円

※2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
研究開発費	8,054千円	18,013千円

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
機械及び装置	519千円	一千円
車両運搬具	一千円	22千円
計	519千円	22千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	920,000	—	—	920,000
合計	920,000	—	—	920,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	920,000	—	—	920,000
合計	920,000	—	—	920,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金	188,026千円	244,822千円
現金及び現金同等物	188,026千円	244,822千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、設備投資等を行うために必要な資金を銀行等からの借入及び社債の発行により調達しております。一時的な余剰資金は、原則として預金等を中心として元本が保証されるか、もしくはそれに準ずる安定的な運用成果の得られるものを対象としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動による市場リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、原則1ヶ月以内の支払期日であります。

借入の償還日は最長で決算日後5ヶ月以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については、管理部門が取引先ごとの期日管理及び残高管理を毎月行うとともに、回収遅延の恐れのある時は、営業部門と連携し、速やかに適切な措置を講じております。

② 市場リスク（為替や金利変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務について、決済期日及び残高を管理するとともに、早期に決済し、残高を抑えることで為替変動による市場リスクの軽減を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、社内の各部署から情報に基づき、管理部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2024年9月30日）

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格がない株式等で、当該金融商品の貸借対照表計上額

区分	前事業年度（千円）
出資金	10

当事業年度（2025年9月30日）

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等で、当該金融商品の貸借対照表計上額

区分	当事業年度（千円）
出資金	10

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	188,026	—	—	—
受取手形	6,916	—	—	—
電子記録債権	192	—	—	—
売掛金	155,729	—	—	—
合計	350,865	—	—	—

当事業年度（2025年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	244,822	—	—	—
受取手形	12,897	—	—	—
電子記録債権	9,971	—	—	—
売掛金	175,786	—	—	—
合計	443,478	—	—	—

(注2) 有利子負債の決算日の返済予定額

前事業年度（2024年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	90,000	—	—	—	—	—
合計	90,000	—	—	—	—	—

当事業年度（2025年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	90,000	—	—	—	—	—
合計	90,000	—	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。
- (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度（自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月 30 日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月 30 日）
該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度（中退共）を採用しております。

当社は、2022年4月に中小企業退職金共済制度（中退共）の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

2. 確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月 30 日）15,906千円、当事業年度（自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月 30 日）15,396千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	一千円	4,471千円
役員退職慰労引当金	25,128千円	28,781千円
減損損失	673千円	300千円
資産除去債務	4,427千円	5,101千円
税務上の繰越欠損金（注）	59,965千円	43,685千円
その他	1,136千円	1,164千円
繰延税金資産小計	91,330千円	83,502千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△45,384千円	△25,328千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△31,365千円	△39,818千円
評価性引当額小計	△76,750千円	△65,147千円
繰延税金資産計	14,580千円	18,356千円
繰延税金資産の純額	14,580千円	18,356千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2024年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	14,580	—	—	—	45,384	59,965
評価性引当額	—	—	—	—	△45,384	△45,384
繰延税金資産	14,580	—	—	—	—	(※2) 14,580

(※1) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金59,965千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産14,580千円を計上しております。当該繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度（2025年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	43,685	43,685
評価性引当額	—	—	—	—	△25,328	△25,328
繰延税金資産	—	—	—	—	18,356	(※2) 18,356

(※1) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金43,685千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産18,356千円を計上しております。当該繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
法定実効税率		34.59%
(調整)		
評価性引当額の増減	28.43%	
税務上の繰越欠損金	△77.11%	
住民税均等割	2.60%	
その他	0.00%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<hr/> —	<hr/> △11.49%

3. 法人税等の税率による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年10月1日から開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

当社は事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

当社は事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は電子部品製造販売事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

前事業年度（自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月 30 日）

(単位：千円)

	電子部品製造販売事業
主要な財又はサービスのライン	
高周波事業	758, 122
再生可能エネルギー事業	23, 397
その他の事業	151, 496
顧客との契約から生じる収益	933, 015
外部顧客への売上高	933, 015

当事業年度（自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月 30 日）

(単位：千円)

	電子部品製造販売事業
主要な財又はサービスのライン	
高周波事業	822, 932
再生可能エネルギー事業	16, 574
その他の事業	148, 151
顧客との契約から生じる収益	987, 658
外部顧客への売上高	987, 658

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	157, 273	162, 838
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	162, 838	198, 655
契約負債（期首残高）	—	—
契約負債（期末残高）	—	—

前事業年度及び当事業年度の契約負債残高はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約が1年以内の契約のため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は電子部品製造販売事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	高周波事業	再生可能 エネルギー事業	その他の事業	合計
外部顧客への 売上高	758,122	23,397	151,496	933,015

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
岡本無線電機株式会社	206,832
アンリツ株式会社	100,020

(注) 当社は単一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	高周波事業	再生可能 エネルギー事業	その他の事業	合計
外部顧客への 売上高	822,932	16,574	148,151	987,658

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	東南アジア	北米	中国	欧州	その他	合計
878,968	46,685	28,611	15,813	12,072	5,506	987,658

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
岡本無線電機株式会社	195,222

(注) 当社は单一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

(単位：円)

	前事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	670.86	703.32
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△)	△105.46	32.46

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、又、前事業年度は 1 株当たり当期純損失のため、記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月 30 日)
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	△97,031	29,865
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	△97,031	29,865
普通株式の期中平均株式数 (株)	920,000	920,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物	245,856	—	—	245,856	133,332	9,283	112,524
構築物	3,911	—	—	3,911	2,770	391	1,140
機械及び装置	274,940	2,400	2,104	275,236	243,518	9,612	31,717
車両運搬具	1,521	—	654	866	866	—	0
工具、器具及び備品	85,650	4,656	1,643	88,664	68,502	13,186	20,162
土地	69,113	—	—	69,113	—	—	69,113
有形固定資産計	680,993	7,056	4,401	683,648	448,990	32,473	234,657
無形固定資産							
ソフトウェア	6,075	—	—	6,075	3,765	1,404	2,309
無形固定資産計	6,075	—	—	6,075	3,765	1,404	2,309
長期前払費用	2,522	—	—	2,522	1,471	840	1,051

(注) 1. 「当期末減価償却累計額又は償却累計額」には減損損失累計額849千円を含んでおります。

2. 当期増加額の主な内容

- | | | |
|-------|----------------------|---------|
| ・本社 | ベクトルネットワークアナライザ測定用備品 | 2,916千円 |
| ・松本工場 | 金型 | 2,400千円 |
| ・麻績工場 | 倉庫用エアコン | 1,200千円 |

3. 当期減少額の主な内容

- | | | |
|-------|-----------------|---------|
| ・本社 | サーバー | 1,643千円 |
| ・麻績工場 | シユロニガー同軸ケーブル加工機 | 1,785千円 |
| ・麻績工場 | 車両 | 654千円 |

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	90,000	90,000	1.48	—
合計	90,000	90,000	—	—

(注) 平均利率は期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,352	1,639	—	1,352	1,639
賞与引当金	—	12,926	—	—	12,926
役員退職慰労引当金	72,647	9,686	1,101	—	81,233

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	165
預金	
当座預金	154,511
普通預金	70,824
外貨建普通預金	19,321
小計	244,657
合計	244,822

ロ. 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社三誠	8,535
株式会社ユタカ	4,361
合計	12,897

期日別内訳

期日別	金額 (千円)
2025年10月	1,886
2025年11月	3,121
2025年12月	2,458
2025年1月	5,430
合計	12,897

ハ. 売掛金
相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
長野日本無線株式会社	26,485
岡本無線電機株式会社	26,377
日本航空電子工業株式会社	10,594
アンリツ株式会社	10,519
Keysight Technologies Singapore (Sales) Pte Ltd	9,491
その他	92,319
合計	175,786

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率 (%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間 (日) $\frac{(A) + (D)}{(B)} \times 365$
155,729	1,108,151	1,088,093	175,786	86.1	55

二. 商品及び製品

区分	金額 (千円)
商品（電子部品）	20,317
製品（電子部品）	10,406
合計	30,723

ホ. 仕掛品

区分	金額 (千円)
仕掛品（電子部品）	15,212
合計	15,212

ヘ. 原材料及び貯蔵品

区分	金額 (千円)
原材料（電子部品）	118,638
貯蔵品（研究開発用）	13,886
貯蔵品（販促物）	41
貯蔵品（雑品）	28
小計	13,956
合計	132,595

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額（千円）
有限会社グローバルネットワークス	6,249
株式会社アーク	4,419
株式会社TONDEN 5	3,300
常木鍍金工業株式会社	2,820
エアロクラートジャパン株式会社	2,571
その他	17,166
合計	36,528

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3ヶ月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMB C信託銀行
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMB C信託銀行
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://www.waka.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年12月30日

株式会社ワ力製作所
取締役会 御中

ふじみ監査法人

東京事務所

指定社員

公認会計士

業務執行社員

指定社員

公認会計士

業務執行社員

内田 篤

淡路 洋平

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワ力製作所の2024年10月1日から2025年9月30日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワ力製作所の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。